

平成
二十年
五條市議会第一回三月定例会会議録(第三号)

平成二十年三月七日(金曜日)

議事日程(第三号)

平成二十年三月七日 午前十時開議

- 第一 報第一号 平成二十年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について
- 第二 報第二号 平成二十年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について
- 第三 報第三号 専決処分の報告、承認を求めることについて(訴えの提起)
- 第四 報第四号 専決処分の報告、承認を求めることについて(平成十九年度五條市一般会計補正予算(第五号))
- 第五 報第五号 専決処分の報告、承認を求めることについて(平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算(第二号))
- 第六 報第六号 専決処分の報告、承認を求めることについて(平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算(第三号))
- 第七 報第七号 専決処分の報告、承認を求めることについて(平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算(第二号))
- 第八 議第一号 五條市生活バスの運行に関する条例の制定について
- 第九 議第二号 五條市後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 第十 議第三号 五條市立野原東住民センター条例の制定について
- 第十一 議第四号 五條市行政組織条例の一部改正について
- 第十二 議第十七号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第十三 議第五号 五條市監査委員に関する条例の一部改正について
- 第十三 議第六号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

- 第十四 議第七号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第十五 議第八号 五條市道路占用料に関する条例の一部改正について
- 議第九号 五條市準用河川管理条例の一部改正について
- 議第十号 五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について
- 議第十一号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正について
- 第十六 議第十二号 五條市立学童保育所条例の一部改正について
- 第十七 議第十三号 五條市立児童遊園地設置条例の一部改正について
- 第十八 議第十四号 五條市老人医療費助成条例等の一部改正について
- 第十九 議第十五号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 第二十 議第十六号 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部改正について
- 第二十一 議第十八号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について
- 第二十二 議第二十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定について
- 第二十三 議第二十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第二十四 議第二十二号 平成十九年度五條市老人保健特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第二十五 議第二十三号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第二十六 議第二十四号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について
- 第二十七 議第二十五号 平成十九年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について
- 第二十八 議第二十六号 平成二十年度五條市一般会計予算議定について
- 議第二十七号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十八号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計予算議定について
- 議第二十九号 平成二十年度五條市老人保健特別会計予算議定について
- 議第三十号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計予算議定について

- 議第三十一号 平成二十年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第三十二号 平成二十年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第三十三号 平成二十年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第三十四号 平成二十年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第三十五号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第三十六号 平成二十年度五條市水道事業会計予算議定について
- 議第十九号 五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（二十一名）

| | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 十番 | 九番 | 八番 | 七番 | 六番 | 五番 | 四番 | 三番 | 二番 | 一番 |
| 西 | 峯 | 山 | 山 | 益 | 池 | 藤 | 川 | 太 | 西 |
| 尾 | 林 | 田 | 田 | 田 | 上 | 富 | 村 | 田 | 本 |
| 彦 | 宏 | 澄 | 由 | 吉 | 輝 | 美 | 家 | 好 | 幸 |
| | | | 比 | | | 恵 | | | |
| 和 | 政 | 雄 | 己 | 博 | 雄 | 子 | 廣 | 紀 | 洋 |

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長
副市長
教育長職務代行者
市長公室長
総務部長
生活産業部長
健康福祉部長

吉野 晴夫
榮林 美夫
橋本 重夫
岡本 和人
上山 保見
林 正信
清水 勝

十一番 北山和生
十二番 山本久
十三番 花谷昭典
十四番 佐久間正己
十五番 寺本保英
十六番 榎塚凱一
十七番 黄木英夫
十八番 土井康嗣
十九番 榮林末次
二十番 大谷龍雄
二十一番 田原清孝

事務局職員出席者

| | |
|--------|------|
| 西吉野支所長 | 森本康元 |
| 大塔支所長 | 竹本重博 |
| 消防署長 | 窪佳秀 |
| 会計管理者 | 堤好文 |
| 水道局長 | 阪上武則 |
| 財政課長 | 堂阪賢治 |
| 秘書課長 | 田中賢衛 |
| 庶務課長 | 大垣賢治 |
| 企画調整課長 | 山下正次 |

| | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 長田雅光 |
| 事務局次長 | 乾田雅 |
| 事務局主任 | 西峯久美 |
| 事務局主任 | 笹谷美 |
| 速記者 | 柳ヶ瀬五美 |

午前十時二分再開

○議長（西尾彦和）ただいまから、昨日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

ただいまから、本日の会議を開きます。

○議長（西尾彦和） 日程第一、報第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光） 報第一号 平成二十年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画の報告について。

○議長（西尾彦和） 提案理由の説明を求めます。堂阪土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局長 堂阪賢治登壇〕

○土地開発公社事務局長（堂阪賢治） 皆様、おはようございます。

ただいま上程いただきました報第一号 平成二十年度五條市土地開発公社の事業計画、予算及び資金計画を地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定によりまして御報告を申し上げます。

別冊の「土地開発公社事業計画・予算・資金計画書」を御覧いただきたいと存じます。

一 ページの事業計画から、要点のみを御説明申し上げます。

（一）の一般用地取得造成事業計画につきましては、新規事業はございません。

（二）の継続事業でございますが、今井島台工業団地の百九万三千円は、借入金支払利息と、管理、直接経費でございます。

次に、二ページの公共用地取得事業計画ですが、（一）の新規事業はございません。

（二）の継続事業でございますが、一、二見公共用地から三ページの十二番道路改良事業用地までにつきましては、借入金支払利息と直接経費でございます。

続きまして、四ページを御覧ください。

平成二十年度予算について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の収入の部について、第一項事業収益三億四百九万五千円の内訳といたしまして、久留野公共用地の二億八千八百九十八万五千

円と中央公園事業用地の一千五百十万円をそれぞれ売却する計画で収益を見込んだものでございます。

第二項の事業外収益の二百九十七万七千円につきましては、JR五條駅前駐車場収益、預金利息を計上いたしております。

次に、支出につきましては、第一款土地開発事業費用二億九千八百四十五万八千円で、そのうち第一項事業費用は、先ほど事業収益で申し上げました久留野公共用地と中央公園事業用地の売却原価及び一般管理費を計上しております。

事業外費用百四万七千円は、JR五條駅前駐車場の管理経費等でございます。

第三項は、予備費でございます。

続きまして、五ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入の第一款資本的収入の五千七百七十一万九千円は、支払利息でございます。

支出につきましては、第一款資本的支出三億五千六百二十四万三千円で、そのうち第一項用地取得造成事業費六千九十一万五千円は各事業用地の支払利息及び管理経費となっております。

第二項借入金償還金二億九千五百三十二万八千円は、用地売却に伴う借入金償還金でございます。

次に、六ページの平成二十年度資金計画につきましては、先ほどの予算で御説明申し上げましたので、内容説明は省略させていただきます。

七ページ以降の予定貸借対照表、損益計算書につきましては説明を省略させていただきました。後刻、御清覧を賜りたいと存じます。

以上で、平成二十年度五條市土地開発公社事業計画、予算、資金計画についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「二十番」の声あり）二十番大谷龍雄議員。

○二十番（大谷龍雄）簡単に質問します。

御存じのように、決算では大体二十九億の借入金があるということですが、この間、もう将来五條市として必要がないという用地の売却の公募をされたのかどうかですね。今、県においても、平群、郡山、その他あちらこちらで、県内でも不要用地の売却の取組をしていますけれども、五條市としてこの間されたのかどうか、的確にお答えいただきたい。

現在、まだしていませんのであるならば、これからはどういうふうを考えておられるのか、その計画の詳しい内容を簡潔にお願いしたいと思います。

それと、借入しております金融機関との元金利息の減額をしてもらうための交渉をしたのかどうかですね。まだしていませんのであるならば、これか

らする意思があるのかどうか、的確にお答えいただけますか。

○土地開発公社事務局長（堂阪賢治） ただいまの二十番大谷議員の質問にお答え申し上げます。

決算で二十九億の借入で、必要でない土地の売却をされたのかということの御質問であったと思うのですが、その件につきまして、十九年度の売却は、住川の、地目、田でございますが、これが一億五千万で売却しております。

そして、みどり園整備事業代替地、これも先行しておった分を担当課のみどり園のところまで一千五百万円を買戻ししていただいております。

そして、二見駅北広場整備事業、これは都市計画課の駐車場でおった部分ですが、そちらで四千三百万円を買戻ししていただいております。

それから、中央公園事業用地、これはずっと、中央公園事業と進んでいます。そのところで七千万買戻ししていただきまして、トータル二億七千万円、十九年度で買戻ししていただきました。

それで、住川の土地のこの部分でございますが、一般会計で買戻ししておりますので、今後、二十年度、この分につきまして、用地境界確定等きっちり済みしました時点で一般の公募をかけたいと、そのように考えております。

そして、今後の計画の内容とこの御質問であったらどうと思えますが、この件につきましては、以前の総務文教委員会でも土地開発公社健全計画ということで、毎年約三億円の事業地を買戻そうという計画でしていましたが、昨年の十二月、総務省から、土地開発公社の健全化にもっと拍車をかけよということで、用地先行取得債を認めてあげるのこの計画に乗っていきと、こういうふうな文書が届きました。これを今、私どもの総務部長始め副市長とも協議をいたしまして、この分をどうしていくかということを今検討中でございます。その検討の内容といたしましては、標準財政規模の百六億円の一〇パーセントまで落としていかなければいけないという計画ですので、これを検討しておることでございます。

それから、借入金の金利交渉をしたのかどうかということでございますが、これは、南都銀行、りそな銀行でお借りしています。この分につきましては、借換えのときに副市長さん、今まででしたら収入役さんに金利交渉をさせていただいていましたけれども、副市長さんを交え、銀行と利率の交渉を、できるだけ各市よりも低い金利で何とか貸してくれというふうな交渉をいたしてございます。

以上でございます。（二十番）の声あり）

○議長（西尾彦和） 二十番大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 今、売却と買戻し、いろいろ言われましたけれども、まだ不要土地がたくさんありますね。今残っている不要土地を国の有利な借入方法ができてきたからといって、それ全部五條市が買戻すのですか。それよりも、民間に募集して、買ってくれるところがあったら売った方がいい

んちやいますかね。その取組をどう考えているのかということをお聞きしているのですよ。五條市が買戻すということよりも、民間の皆さん方に買ってもらうその取組をしたのかどうか、これからする意思があるのかどうかということをお聞きしたいわけですね。

それと、借入れた金融機関との交渉は元金も含めて減額してもらおう交渉はしたのかどうか。これからする意思があるのかどうかです。もう一度答えてくれますか。

○議長（西尾彦和） 上山総務部長。

○総務部長（上山保見） 二十番大谷議員の質問お答え申し上げます。

まず、土地開発公社の健全化につきましては、昨年二月に総務文教常任委員会で三億を十年かけて処理をしていくということで、そのうち売却をするもの、そして事業化するものを整理して行くということで御理解をいただいたところでありますが、奈良県下の市町村によって、奈良県を通じまして、総務省に対しまして、更なる国の財政支援、それから、これに対する対策を講ずるようというところで働き掛けてまいりました。去る二月にその通知がまいりまして、新たな対策が出てまいりました。それは、今後五年間において標準財政規模の一〇パーセント以内に土地開発公社の、いわゆる土地の借入を縮小させるということですから、五條市としては、五年以内に十億以下にするという制度であります。

その制度の内容につきましては、一般のそういう土地、土地開発公社の土地を五條市が買い上げるときに、一切そういうものが認められていなかったのですが、公共用地取得債という起債を認めるということになりました。いったんそれで、ずっと市の方に戻してきました、事業化をすべきものは事業化をする、そして、売却すべきものは売却するというふうな、今、検討に入っております。ですから、今大体三億円程度の買戻しをやっておりますが、大体一・五倍の四億五千万程度の買戻しを経てそこまでもつてくるということをお考えしております。そういうことによりまして、利息の二分の一が国から、いわゆる財政支援が受けられるということでもあります。奈良県下の市町村においても、その計画にほとんど乗って行くであろうということでございますので、早期に健全化をしていくことでもあります。

売却に当たっては、当然、できるだけ高く売却できるように対応してまいりたいと思っております。

以上であります。（「二十番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 二十番大谷議員。

○二十番（大谷龍雄） 一般質問でもまた取り上げさせていただきましますけれども、今、部長答弁の中で、事業化できるものは事業化するから、買戻すものと、売却するものは売却するんだという答がありましたけれども、その売却せんなん土地の売却の取組をこの間されたのかどうか、今、新聞を見てお

つても、奈良県内でもたくさん公募していますわね。そういう取組を、五條市としてしていかなければならないのではないかと。そうですね。答弁は要りませんけれども、また一般質問で正確に質問させていただきたいと思えます。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

以上で、報第一号の報告を終わります。

○議長（西尾彦和）次に、日程第二、報第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第二号 平成二十年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算の報告について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。竹本財団法人大塔ふる里センター常務理事。

〔財団法人大塔ふる里センター常務理事 竹本重博登壇〕

○財団法人大塔ふる里センター常務理事（竹本重博）おはようございます。

ただいま上程されました報第二号 平成二十年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算について御説明申し上げます。

本報告書は、地方自治法第二百四十三条の第三項の規定により議会に提出させていただいたものでございます。

大塔地区は、平成十六年八月十日の国道一六八号の大規模な崩落以来観光客の減少が続く、当財団の経営は非常に厳しい状態でしたが、復旧工事が完成し、三月十八日から開通いたします。今後は、観光客、交通車両の増加が見込まれ、多くの方々に御利用いただけるように積極的に取り組みたいと考え、まず第一段として、三月二十二日土曜日に一六八号開通イベントを開催し、大塔町名物ポタララーメン等を百六十八円で販売し、五條市大塔町をPRし、観光事業及び交流事業を基調とした地域振興事業の促進を図るとともに、平成二十年度からは第二、第三のイベントを開催し、集客活動に努め、徹底した合理化による歳出削減に取り組んでまいりたいと考えています。

それでは、平成二十年度の収支予算について御説明させていただきます。

では、別冊の事業計画収支予算書を御覧いただきたいと思えます。二ページ及び三ページをお開き願います。

平成二十年度における財団法人大塔ふる里センター事業全体の収支予算額でございます。当期収入合計二億三千六百三十三万円、うち市委託金が

三千四百五十万円に対して当期支出合計二億三千六百三十三万円で、当期収支差額ゼロ円を見込んでおります。

次に、各事業ごとに御説明させていただきます。

初めに、四ページをお開き願います。ふれあい交流館につきましては、当期収入合計六千五百万円に対して当期支出合計六千五百万円で、当期収支差額ゼロ円を見込んでおります。

次に、五ページをお開き願います。赤谷オートキャンプ場につきましては、当期収入合計一千三百五十万円に対して当期支出合計一千三百五十万円で、当期収支差額ゼロ円を見込んでおります。

次に、六ページをお開き願います。ロジジ星のくにとにつきましては、当期収入合計五千三百万円に対し当期支出合計五千三百万円で、当期収支差額ゼロ円を見込んでおります。

次に、七ページをお開き願います。道の駅につきましては、当期収入合計五千七百五十万円に対し当期支出合計五千七百五十万円で、当期収支差額ゼロ円を見込んでおります。

次に、八ページをお開き願います。大塔郷土館につきましては、当期収入合計一千七百五十五万円に対して当期支出合計一千七百五十五万円で、当期収支差額はゼロ円を見込んでおります。

次に、九ページをお開き願います。大塔水車施設につきましては、当期収入合計十八万円に対し当期支出合計十八万円で、当期収支差額はゼロ円を見込んでおります。

次に、十ページをお開き願います。一般管理費につきましては、当期収入合計二千四百十万円に対し当期支出合計二千四百十万円で、当期収支差額ゼロ円を見込んでおります。

次に、十一ページをお開き願います。図書館管理費につきましては、当期収入合計五百万円に対し当期支出合計五百万円で、当期収支差額ゼロ円を見込んでおります。

次に、十二ページをお開き願います。自主事業費につきましては、当期収入合計五十万円に対し当期支出合計五十万円で、当期収支差額ゼロ円を見込んでおります。

また、一ページには平成二十年度の事業計画を掲げてありますので、御清覧いただきたいと思います。

以上で、平成二十年度財団法人大塔ふる里センターの事業計画及び予算につきましての御説明を終わらせていただきます。

最後になりましたが、国道一六八号の開通により売上を伸ばし、市からの委託金をゼロ円に近づけるように努力してまいりますので、よろしくお願
い申し上げます。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で、報第二号の報告を終わります。

○議長（西尾彦和）次に、日程第三、報第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第三号 専決処分の報告、承認を求めることについて（訴えの提起）。

○議長（西尾彦和）報告を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました報第三号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の五ページを御覧いただきたいと思います。

第三者異議の訴え及び強制執行停止の申立てにつきましては、強制執行中の不動産に対し、競売取消請求、所有権移転登記手続請求及び根抵当権抹
消登記手続請求並びに強制執行停止の申立てを奈良地方裁判所葛城支部に、地権者波多昭宏及び奈良県信用保証協会を相手として訴えの提起をするも
のであります。

当用地につきましては、大塔町阪本四九九番地で、現在、阪本集会所ほか民家が三戸建っているものでございます。

阪本集会所につきましては、昭和三十九年四月に土地建物を阪本小学校教員住宅として購入、未登記のまま、その後、その用地に平成五年四月、阪
本集会所が建設されたものでございます。

今回の提訴につきましては、波多昭宏氏名義の土地が競売事件になるということで、権利保全の催告書が奈良地方裁判所葛城支部から通知があり、

競売中止時効取得の裁判に急を要したため、一月三十一日付けをもって専決処分しましたので報告し、承認を求めるものであります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（西尾彦和）次に、日程第四、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成十九年度五條市一般会計補正予算（第五号））。

○議長（西尾彦和）報告を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）ただいま上程いただきました報第四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成十九年度五條市一般会計補正予算（第五号））につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は人事院勧告による職員給与の改定に伴う人件費の追加及び職員の人事異動等による増減でございます。その執行に急を要したた

め専決処分をさせていただいたものでございます。

別冊の平成十九年度五條市一般会計補正予算（第五号）を御覧いただきたいと存じます。

一 ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ八百二十七万九千円の追加でございます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ百八十二億五千七百七十三万円となります。

歳出につきましては、七ページから二十三ページまで各目ごとに計上しておりますが、一括して説明を申し上げますので了承賜りたいと存じます。給与改定により増額一千六百五十六万一千円、異動等により減額八百五十二万一千円、特別会計への人件費の繰出金の増二十三万九千円でございます。差引き合計八百二十七万九千円の増額補正となっております。

続きまして、五ページの歳入歳出補正予算書の事項別明細書を御覧ください。

歳入につきましては、繰越金八百二十七万九千円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図った次第でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第五、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第五号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号））。

○議長（西尾彦和）報告を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）ただいま上程いただきました報第五号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、先ほどの一般会計と同様、人事院勧告に基づくものでございます。

別冊の平成十九年度国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ二百五十三万円の追加でございます。歳入歳出の予算総額はそれぞれ四十二億七千二百六十六万五千円となります。

四ページを御覧願います。

歳出については、異動等によります追加、二百二十五万九千円、給与改定によります追加が、二十七万一千円、合計二百五十三万円の追加となっております。

歳入につきましては、繰越金二百五十三万円の追加し、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり」

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第六、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第六号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号））。

○議長（西尾彦和）報告を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）ただいま上程いただきました報第六号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第三号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成十九年度簡易水道特別会計補正予算（第三号）を御覧いただきたいと存じます。

一 ページを御覧ください。

今回の補正は歳入歳出それぞれ四十万五千円の追加でございます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ四億七千二百九十万五千円となります。四ページを御覧ください。

歳出につきましては、異動等によります追加二十四万五千円、給与改定によります追加十六万円、合計四十万五千円の追加となっております。歳入につきましては、繰越金四十万五千円を追加し、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（西尾彦和）次に、日程第七、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）報第七号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号））。

○議長（西尾彦和）報告を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）報第七号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号））につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正の理由につきましては、先ほどの一般会計と同様でございます。

別冊の平成十九年度介護保険特別会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページをお開き願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ二十三万九千円の追加でございまして、歳入歳出予算の総額はそれぞれ二十九億六千三百三十万四千円となります。五ページをお開き願います。

歳出につきましては、異動等によります減額二十一万五千円、給与改定によります追加四十五万四千円、差引き二十三万九千円の追加となっております。

歳入につきましては、一般会計繰入金二十三万九千円を追加し、歳入歳出の均衡を図った次第でございまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認されました。

○議長（西尾彦和）次に、日程第八、議第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第一号 五條市生活バスの運行に関する条例の制定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）ただいま上程いただきました議第一号 五條市生活バスの運行に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。議案書の十五ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例は、本年四月からの公共交通の再編計画に基づき、道路運送法第七十八条第二号の規定による家用自動車を、西吉野地区及び大塔地区において有償により運送するため制定するものでございます。

第一条につきましては、本条例を制定する趣旨として、地域住民の交通手段の確保及び公共の福祉に資すること等を定めています。

第二条は、生活バスについての定義を定めており、第三条一項については生活バスの運行区間を定めており、一号、二号は西吉野地域の従来のへき地患者輸送車の運行区間を、三号から七号は、大塔地区のふれあいバスの運行区間を定めています。

第三条二項については、各路線の運行日、運行回数、運行時間等について規則で定める旨規定しています。

次に、第四条では、生活バスの管理運営について定めています。

第五条一項については、生活バスの使用料を、大人一回二百円、小人一回百円とし、二項では使用料を減免することができる旨を定めています。議案書の十六ページをお開き願います。

第六条は、使用料の徴収方法を規定しており、現金及び回数券によることを定め、第七条は、やむを得ない理由を除いて、既に徴収した使用料は返還しないことを定めています。

第八条は、利用者の責務について。

第九条は、車両の活用について定めています。

第十条は、委任について定めています。

附則につきましては、本条例を平成二十年四月一日から施行することを定めています。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に、日程第九、議第二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二号 五條市後期高齢者医療に関する条例の制定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第二号 五條市後期高齢者医療に関する条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。
議案書十八ページを御覧いただきたいと存じます。

本条例は、平成二十年四月より実施されます後期高齢者医療に関しまして本市が執り行う事務に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

それでは、条例の概要について御説明をいたします。

第一条は、本条例の主旨を。

第二条で、本市が行う事務を定めるものとございます。

第三条で、市が保険料を徴収すべき被保険者を定めております。

第四条で、普通徴収に係る保険料の納期を八期とすることを定めております。

第五条では、督促手数料について定めております。

第六条で、延滞金について定めております。

第七条、第八条及び第九条では、過料について定めております。

附則につきましては、施行期日のほか特例措置を定めております。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第十、議第三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第三号 五條市立野原東住民センター条例の制定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信）ただいま上程いただきました議第三号 五條市立野原東住民センター条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十四ページをお開き願います。

五條市隣保館条例には、五條市五條文化会館及び野原東住民センターの設置について規定されておりましたが、先般の五條市人権総合センター条例の制定に伴い、五條文化会館を廃止したため、五條市隣保館条例には野原東住民センターのみが残ることになり、今般五條市隣保館条例をそのまま五條市立野原東住民センター条例として制定するものであります。

なお、条例の内容につきましては前条例と同様で、文言の整理を行ったものです。

条例の施行は、公布の日からとしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（西尾彦和）次に日程第十一、議第四号及び議第十七号は関連がございますので、一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第四号 五條市行政組織条例の一部改正について。

議第十七号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）ただいま上程いただきました議第四号 五條市行政組織条例の一部改正について及び議第十七号 五條市水道事業の設置等に関する条例の一部改正については関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の行政組織条例の一部改正につきましては、本市が合併によるスケールメリットを十分に生かし、簡素で効率的な行政組織へと変革するとともに、集中改革プランに定めた五年間で市職員六十五名を削減するため改正するものでございます。

議案書の二十七ページを御覧願います。

第一条関係は、「上下水道部」を新設することであり、事務事業の効率化及び緊急時における対応の戦力アップを図るため、現行の水道局及び下水道課を統括する部を新設するものでございます。

第二条関係は、公有財産の管理に関する事務を総務部から市長公室に、また、下水道事業に関する事務を都市整備部から上下水道部に、それぞれ分掌事務を移管することの規定であり、今回の機構改革に伴い各条文を整理したものでございます。

なお、主な課の再編としましては、市長部局では、入札業務の適正化・一元化及び本市が保有する財産等の効率的な活用、また、効果的な管理を充実、強化するため監理課と財政課の管財係を統合し、監理管財課とすること。行財政改革の推進と予算の重点化を図るために、企画調整課と財政課を統合し、企画財政課とすること。公園緑地課を都市計画課に編入し、公園緑地室とすること。地籍調査課を新設すること。農林課と商工観光課を統合し、農林商工観光課とすること。日本一の柿を振興していくための柿振興室を設置すること。西吉野支所の三課を二課に再編し、住民厚生課と地域振興課とすること。大塔支所の二課を一課に統合し、市民生活課とすることといたしております。

また、消防本部では、警防課と救急救助課を統合し、警防救急課とすること。教育委員会では、教育総務課と学校教育課を統合し、教育総務課とすること、五條市文化博物館を文化財課に名称変更することなどが主なところであります。

以上により、市行政全体で十課を削減し、職員定数の削減に合わせた組織機構へと改革するものでございます。続きまして、議案書の七十九ページを御覧願います。

第三条第二項中、水道局を上下水道部に改めることを定めたものでございます。

附則につきましては、両議案とも平成二十年四月一日から施行することを定めています。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己）今、総務部長の方から提出されております五條市の行政組織の一部改正ということでございますが、当然、総務文教委員会に付託されるということで、書類もいただいておりますが、その中で、私も余り記憶に定かでないのですが、前回も組織改革ということで提案された経緯がございます。今また再び提案されてきたわけでございますけれども、前回に提案された組織改革と今上程されております組織改革はいかに違つてい

るのか、その違いを簡略的に教えたいと思いますが。

○議長（西尾彦和） 上山総務部長。

○総務部長（上山保見） 十四番佐久間議員さんの御質問にお答え申し上げます。

前回と今回の違いでございますが、一つは西吉野支所・大塔支所が総務部の位置付けというところがありましたですが、それぞれ支所は独立して支所機能の中で位置付けておりますので、総務部の中には入っておりません。

それと、西吉野支所が三課から一課というところございましたが、三課から二課にところがそのところだと思いますが、ほかは変わっております。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 佐久間議員。

○十四番（佐久間正己） 今、総務部長から御答弁いただきましたけれども、私は総務文教常任委員会の委員ではございませんので、傍聴する以外にありませんので、なかなか発言させていただく機会がございませんけれども、当然、総務文教常任委員会の中では改正前と改正後の組織図等々もひれきをしていただいて議論をしていただくというふうな準備を進めているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（西尾彦和） 上山総務部長。

○総務部長（上山保見） ただいまの質問にお答え申し上げます。

十二月議会に提出した機構図、それから、今回も議員さんにすべての機構図をお渡し申し上げますので、それを対比していただければ分かっていただけというふうに思っておりますが、必要ということになれば、前回の資料も提出させていただきますと思います。（「十四番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 佐久間議員。

○十四番（佐久間正己） 総務文教のメンバーでありませんで、私が出せということと言えませんで、また総務文教常任委員会の委員長も土井さんということでお伺いしておりますので、そこはよく連携をとっていただきたいと、スムーズにいくようによろしくお願い申し上げます。（「十一番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 北山議員。

○十一番（北山和生） 観光課をなくすという方向で、農林課と統合していくことなんですけれども、県は遷都一三〇〇年に向かって、また、荒井

知事になられてから観光立県にしたいというような方向性でいっておるのに、我が市はそれをなくして一つにしていくということ、また、例えば新町地区におきましても非常に大きなお金をかけて整備をされた、観光客も増えてきておる、また、大塔・西吉野、非常に素晴らしい観光資源を持っている、こういう状況に向かっているのに、それを一つにしていくというようなところで、人数も少なくなされて、今まで、やな漁を始め観光客の誘致に対して非常に観光課の方は皆さんいろいろ御努力されたと思うのですけれども、これを農林課にしていこうということに対しては、ちょっと私もふに落ちないところもあるのですが、そこら辺はどういうように考えておられるのかお聞かせ願いますか。

○議長（西尾彦和） 上山総務部長。

○総務部長（上山保見） ただいまの北山議員さんの御質問にお答え申し上げたいと思います。

確かにそのセクション、セクションにおいて新たに課を設置するということが、そのことそのものがそこに重点を置いていくということにも御意見のとおりになると思いますが、従前、農林商工観光課を今回分離して約三年たつてきておりますが、農林商工観光課として合併したとしても、内容の充実であるとか、やっぱり一緒に、いわゆる例えば具体的に申し上げますと、農の観光課とか、いわゆるリンクさせていくという意味においては、分かれてやる場合と一緒にやる場合と、どちらもメリット・デメリットはあると思います。ただ、市として職員の削減ということになったときに、それぞれ、今合併をして、統合して、課を削減してやっていこうということと、そのことと両立ができたらいのですが、そういう中で、市としてどのように考えたということでありませぬ。できるだけ、観光の振興ということはこれからも引き続いてやっていかなければならないと思います。

答弁になったかどうか分かりませんが、そういう考え方でありませぬ。（「十一番」の声あり）

○議長（西尾彦和） 北山議員。

○十一番（北山和生） 総務部長の方からそういうふうな回答をいただけたわけですが、私は、県の方向性と、我が市が西吉野・大塔と観光地域が広くなってきているのですよ。また、観光課に力を入れて、以前農林商工観光課であったやつを観光課に分けて、その成果も出ている中で、これを一つにして、課長が結局二つを兼務するわけですが、もう少し市長さんの観光に対するお気持ちをお聞かせいただけたらありがたいかなと思うのですけれども。観光面について、もう少しこういう姿勢で、一つにするけれども私はこういう気持ちがあるんだという市長の気持ちを、もう少し聞かせていただけますか。お願いします。

○議長（西尾彦和） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 北山議員の質問に答えさせていただきます。

我がまち、これという資源もない中で、奈良県全般でございますが、環境を宝としてやっていかなければならないと。新町も、先輩たちから一生懸命を入れていただいたことを受け継ぎ、また、北宇智の藤岡邸も力を入れていかなければならないと、このように思っております。また、裁判所周辺も力を入れていきたいと、こういうところを我々がどのようにしていくかということ。

これは、私も信任を受けてからずっと一生懸命やらせていただいております。皆様方、吉野川のアユ漁、またいろいろなこともやっておられるということもよく存じております。ただ、行政改革という中で、これとこれと、そして完璧じゃなく、御指摘を受けたこと、また、改めなければならぬこと、また、不要な部署、いろいろあると思うのです。常に変化を持ったことでやっていきたいと思っておりますし、今おっしゃるように観光という名のことが必要だったら、それもまたやっていきたいと。柿日本一、これも必要です。そして、観光ということも大変重要だと、このように思っております。ただ、機構改革という中で試行錯誤の途中でございますので、決しておろそかなことはあかんと、これは当然のことだと思っておりますので、また御指摘、御判断の中でこういうところに力を入れよということ、これもお互いに気をつけて五條のためにやっていきたいと思っております。(十一番の声あり)

○議長(西尾彦和) 北山議員。

○十一番(北山和生) 私は、何度も言うようにですけども、我がまちのまちづくりに携わっている人は、よその市町村に比べると非常に頑張っておられるのと違うのかなと。北宇智の方でも頑張っておられるし、よその市町村の方から視察に来られるくらい立派に皆さん頑張っておられるので、この課を統合してしまうということがマイナスにならないように、市長さんのこれからの方向性を見させていただきたいなど。まあ、お気持ちは聞かせていただきましたので、そういうことが前任の市長さんの、せっかく課を作って、やられて、頑張つて来られた観光課の皆さんですね。そして、ここまで立派になってきたことが後向いていかないように。県の姿勢も含めて、県も観光立県にしていきたいんだと、頑張つていきたいんだというふうな気持ちがある中で、そういうふうに向いていかないように、より一層の観光というふうな、大塔も西吉野も含めて力を入れていただきたいと思っております。

○議長(西尾彦和) 質疑を終わります。

本案は、議第四号は総務文教常任委員会に、議第十七号は厚生常任委員会に、それぞれ付託いたします。

○議長(西尾彦和) 次に、日程第十二、議第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第五号 五條市監査委員に関する条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第五号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。議案書の二十九ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容の説明を申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律の施行に伴い、財政の健全化判断比率等及び資金不足比率等の内容が監査委員の審査に付すべき事項となるため、新たに条文を加えるものでございまして、この条例は平成二十年四月一日から施行となります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（西尾彦和）次に日程第十三、議第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第六号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第六号についての提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のとおり現在は少子高齢化社会であり、その中でも少子化対策として、働く女性の職業生活と家庭生活が両立できるよう平成三年に育児休業等に関する法律が制定され、同年に地方公務員法にも同様の法律が制定されました。

そして、社会の状況の変化に対応するため、より育児休業を取得できるよう法律の一部を改正しつつ運用されてまいりましたが、今なお少子化の進行は深刻であります。

その対策といたしまして、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備を行うこととなり、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、本市の育児休業等の関係する条例の整備を提案させていただくものであります。

今回の一部改正の主な内容は、長期間にわたり職員の職業と育児の両立が可能となるよう小学校就学の始期に達するまでの子を養育するための育児短時間勤務制度を導入するものであります。

議案書の三十一ページを御覧いただきたいと思えます。

まず、職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により条ずれや文言の整理がたくさん含まれているため、その部分については省略をさせていただき、主な規定の改正事項のみの御説明とさせていただきます。

制度の内容といたしましては、育児休業者の勤務形態を、通常は三歳までの一定の期間の休業や一日二時間以内休業する部分休業とは別に、新たに勤務のパターンとして一日当たり四時間若しくは五時間、又は週三日若しくは二日半に職員が選択することができる規定が追加されました。また、育児短時間勤務をすることができる職員の規定、申請、承認、取消の規定、給料月額、職務復帰後における号給の調整、職員手当等の取扱いの規定及び育児短時間勤務する職員に代わる任期付短時間勤務職員の任用についての規定を、同条例の第三条、第八条及び第十条から第十八条に整備をするもので

あります。

議案書の三十七ページを御覧いただきたいと思ひます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、育児休業条例の改正と同じく、育児休業の短時間勤務制度を導入するため制度を活用する職員の勤務時間、週休日等、宿日直、超過勤務、年次有給休暇の取扱いの規定を、同条例の第二条から第四条、第八条、第十二条に整備するものであります。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、前条例と同じく短時間勤務制度を活用する育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の給料の算定方式、時間外勤務手当、期末勤勉手当の規定を、第四条、第八条の二、第十条、第十五条及び第十七条に整備するものであります。

次に、職員の退職手当に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正は、前条例と同じく育児休業法の改正及び雇用保険法の一部改正により雇用保険の受給資格要件である勤続期間が原則六箇月以上から十二箇月以上に改正されたことによる文言の整理をするものであります。

附則第一項は育児休業の短時間勤務制度の導入を平成二十年四月一日から施行するものとし、第一号及び第二号の規定は株式会社日本政策金融公庫法及び日本年金機構法のそれぞれの施行の日に施行することに、第二項の規定は雇用保険法等の法律の一部改正の施行日、平成十九年十月一日を適用日とし、第三号及び第四号の規定は地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行日、平成十九年八月一日以前の経過措置を規定するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十六番」の声あり）十六番榎塚議員。

○十六番（榎塚凱一）ちよつとお聞きしたいのですけれども、これを改正して職員の皆さんに良くなるのか、悪くなるのか。

そしてまた、財政がひつ迫しておるといふときに、五條の持ち出しが増えるのか、減るのか。

○議長（西尾彦和）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）榎塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の育児休業といふのは、今までは三歳まで、一日二時間とかそういう形で部分休業することができた。そのときは、当然無給でございます。

今回は、より一層、三つのパターンをお示しさせていただきましたけれども、週に二十時間、週に二十五時間とか、その人が、本人が自由に選択できるといふ制度でございまして、ただ、我々はそういった職員、少子化に歯止めをかけるという意味もございまして、できるだけ取りやすい法律が改正されたことによつてその職員もそういう形をとっていただきたいというふうな思つております。ただ、そういう形が増えますと事務に支障をきたす場合もございまして、そういう意味から、短期間の育児休業に代わる職員も採用できるというふうな今回の条例の改正でございまして。

○議長（西尾彦和）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よつて本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よつて本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、日程第十四、議第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第七号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。橋本教育部長。

〔教育部長 橋本重夫登壇〕

○教育部長（教育部長）ただいま上程いただきました議第七号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書四十六ページを御覧いただきたいと思います。

今回の条例の一部改正につきましては、機構改革のため本条例の一部を改正するものであります。

別表中、中央公民館長の報酬及び費用弁償の定めを削るものであります。

また、その他の公民館長の区部を、「二十六 公民館長（中央公民館長を除く。）」に改めるものでございます。

なお、この条例は平成二十年四月一日から施行するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、日程第十五、議第八号から議第十一号までの四議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第八号 五條市道路占用料に関する条例の一部改正について。

議第九号 五條市準用河川管理条例の一部改正について。

議第十号 五條市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について。

議第十一号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第八号から議第十一号までの条例の一部改正につきましては、いずれも関連がございますので併せて提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、先般、国により規制改革、民間開放推進三箇年計画のもとに道路占用料単価の見直しを検討されてきたところでありますが、全国的な地価水準の下落や市町村合併の進展から全国の市町村区分が大きく変動していることから、平成八年以来、道路法施行令の一部を改正する政令が平成二十年四月に施行されることとなりました。

また、奈良県流水占用料等に関する条例も同様に改定が予定されておることを踏まえまして、政令等に準じこれらの占用料を改定しようとするものであります。

初めに、議第八号の道路占用料の改正より御説明申し上げます。

議案書四十九ページを御覧いただきたいと思っております。

別表の改正案であります。この条例は、道路法第三十九条の規定に基づき市が管理する道路の占用に対し、占用料の徴収に関する事項を定めておりますが、本市の市道における西日本電信電話株式会社、関西電力及び五條ガスなどの電柱や地下埋設物件の占用料をこれらの政令に準じて改正を行うおうとするものであります。

まず、主なもので関電柱につきましては、第一種電柱一本につきこれまで年額千円でありましたが、改正後六百三十円に、第二種は千六百円が九百七十円、第三種は千三百円にと、それぞれ当核電柱に設置される電線の数、条数に応じての料金の設定を行っています。

同様に、西日本電信電話につきましても、第一種電話柱で一本当たり九百三十円が五百六十円に、第三種で千二百円と改正されます。

また、新たに郵便差出箱、通常郵便ポストを加え、更に五十ページには、電気、電話、ガスなどの地下占用、埋設管類についてもそれぞれ外径寸法別にこれまでの六区分から九区分に細分化し、最小外径七センチ未満のもので長さ一メートルにつき二十四円から外径一メートル以上のもの六百七十円へと改正を行うおうとするものであります。

併せて、地下埋設や、以下の五十一ページにかけて、道路法施行令第七条関連であります道路の構造又は交通に支障を及ぼす恐れのある工作物等に

おける看板、標識等の物件や建築物、その他の施設につきましても新たに項目を設定して、これまでの占用料を引き下げると同時に、細分化による整備、改定を行おうとするものであります。

次に、議案書の五十四ページをお開きいただきたいと思ひます。

議第九号 五條市準用河川管理条例の一部改正につきまして、五十五ページの別表でありますが、河川法に基づく準用河川の管理に関する占用料につきましても、道路法施行令の四月一日からの改正施行により道路路占用料が引下げ改正される予定に併せ、奈良県の流水占用料等に関する条例の占用料改正案に準じて改正しようとするもので、単位は市道の単価に準ずる改定となっております。

引き続きまして、議案書の五十八ページをお開きいただきたいと思ひます。

議第十号 五條市法定外公物の管理に関する条例の一部改正について、五十八ページから六十ページにかけて別表に定めますいわゆる本市が国から譲受を受けて管理している里道に関する占用料は、市道の改正に準じて同様に改正しようとするものであります。

引き続きまして、議第十一号 五條市公有財産の使用料に関する条例の一部改正につきまして、議案書の六十三ページをお開き願ひたいと思ひます。先ほど御説明申し上げました道路法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、市の公有財産の使用料をこれらの政令に準じ改正しようとするものであります。

別表第二につきましては、第一種電気通信事業者以外のもの、主に関西電力であります。電柱及び地下埋設物などの使用料については先ほどの道路路占用料と同額として改正しようとするものであります。

また、十月一日より日本郵政公社が民営化し、日本郵政グループとして新たにスタートいたしました民営化に伴う郵便差出箱、いわゆる郵便ポストなどの使用料を新設するものであります。

附則については、平成二十年四月一日から施行しようとするものであります。

以上で、議第八号から議第十一号までの提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に、日程第十六、議第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第十二号 五條市立学童保育所条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程になりました議第十二号 五條市立学童保育所条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の六十六ページを御覧ください。

五條市立学童保育所条例は、保護者等の勤労、労働又は疾病等の理由によりまして、昼間保護者のいない家庭の児童（放課後児童）の健全な育成を図るために作られた学童保育所を設置する条例であります。

今回の改正につきましては、宇智学童保育所が新設されるため、本条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、本条例第二条表中「北宇智学童保育所 五條市近内町七七九番地」の次に、「宇智学童保育所 五條市今井三丁目四三七番地の一（市立今井区コミュニティセンター内）」を追加するものであります。

附則、この条例は、平成二十年四月一日から施行するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に、日程第十七、議第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第十三号 五條市立児童遊園地設置条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。榮林副市長。

〔副市長 榮林勝美登壇〕

○副市長（榮林勝美）ただいま上程いただきました議第十三号 五條市立児童遊園地設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

火打児童遊園地土地所有者より土地の返還要求があり、土地の返還をするために廃止となりました。

また、新たに平成十九年度において五條市大津町二五四番地の一に大津児童遊園地の整備を行い、遊具等の設置を完了したため、大津児童遊園地として管理運営するものであります。

議案書の六十八ページを御覧いただきたいと存じます。

同条例第二条の表中、第十三項火打児童遊園地を削除し、第十四項を第十三項として、第十五項から第四十五項までを一項ずつ繰り上げ、新たに第四十五項としまして「大津児童遊園地」を加えるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、日程第十八、議第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第十四号 五條市老人医療費助成条例等の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程いただきました議第十四号 五條市老人医療費助成条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の七十ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の改正につきましては、健康保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、奈良県老人医療費助成事業補助金交付要綱等が改正されるため、関連いたします五條市老人医療費助成条例、五條市乳幼児医療費助成条例、五條市中心身障害者医療費助成条例及び五條市母子医療費助成条例につきまして一括して改正を行うものであります。

議案書の七十一ページを御覧いただきたいと存じます。

第一条及び第四条の改正につきましては、五條市老人医療費助成条例及び母子医療費助成条例に関する改正でありまして、老人保健が廃止になるのに伴い、助成要件の適用除外規定であります「老人保健法の規定により医療が行われる者」を削除するものであり、「入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額」を加えることにつきまして、今回の医療保険の改正で新設されました「入院時生活療養費」は部屋代、光熱水費、暖房冷房費等であり、本来の「医療の自己負担を助成する」とする考えに合わない性格のものでありますので、助成の対象外とするための改正であります。

次に、第二条につきましては、五條市乳幼児医療費助成条例の改正でありまして、所得制限額の区分を児童手当法の区分に準じて国民健康保険と被

用者保険に区分していましたが、後期高齢者医療制度の施行に伴い被扶養者保険と被用者保険以外に区分するものであります。

第三条につきましては、五條市中心障害者医療費助成条例の改正でありまして、後期高齢者医療への加入を希望しない六十五歳以上で一定の障害のある方を心身障害者医療費助成事業の対象とするため、「六十五歳未満」の文言を削除するものであります。

附則につきましては、施行期日のほか特例措置を規定しております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、日程第十九、議第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第十五号 五條市国民健康保険条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程されました議第十五号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。
議案書の七十四ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容の説明を申し上げます。

第六条の改正につきましては、出産育児一時金に関する規定であります。この条文を整理するものであります。

第七条の改正につきましては、国民健康保険と被用者保険の双方から葬祭費あるいはこれに相当する給付を受給できる場合がありますが、後期高齢者医療制度が始まるのを機に、被用者保険あるいは後期高齢者医療制度の規定により同様の給付を受けることができる場合は、行わないとする項を七条に追加するものであります。

第八条の改正につきましては、国民健康保険法が改正されたのに伴い、整合性を取るための条文整理であります。

第十三条中の改正につきましても、第八条が改正されるのに伴う条文整理であります。

附則につきましては、施行期日を規定しております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に、日程第二十、議第十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第十六号 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程いただきました議第十六号 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の施行に伴い、診療料、診療報酬の算定方法が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。

議案書の七十七ページを御覧いただきたいと存じます。

改正内容につきましては、第一条五條市応急診療所条例第五条第一号を、診療料、診療報酬の算定方法（平成十八年度厚生労働省告示第九十二号）により算定した額に改めるものであります。

第二条五條市立大塔診療所条例、別表の診療料の項中「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法により算定した額（老人保健法の規定による医療に要する費用の算定に関する基準により算定した額）」を、前条と同様に診療報酬の算定方法により算定した額に改めるものであります。

施行につきましては、公布の日から施行することといたしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）御異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第二十一、議第十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第十八号 五條市上水道事業給水条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。阪ノ上水道局長。

〔水道局長 阪ノ上武則登壇〕

○水道局長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました議第十八号 五條市上水道事業給水条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の八十ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、五條市上水道事業給水条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容につきましては、同条例第三条第三号中、「老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）」を「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）」に改めるものであります。

附則につきましては、同法の施行に合わせまして平成二十年四月一日から施行するものであります。

以上で、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（西尾彦和）次に日程第二十二、議第二十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第六号）議定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。上山総務部長。

〔総務部長 上山保見登壇〕

○総務部長（上山保見）ただいま上程いただきました議第二十号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第六号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算（第六号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページをお開き願います。

今回の補正は歳入歳出それぞれ四億二千五百九十六万一千円の追加でございます。歳入歳出の予算額はそれぞれ百八十六億八千三百六十九万一千円となります。

続きまして、四ページの第二表繰越明許費について説明申し上げます。

関係機関及び地元との調整、相続等の手続に日数を要したためなどの理由によりまして、繰越しするものでございます。主なものについて、説明申し上げます。

三款民生費、やすらぎ会館増築事業につきましては、地元との調整に日数を要したため繰り越すものでございます。繰越額は二千八百六十五万三千元でございます。平成二十年七月末のしゅん工予定でございます。

五款農林業費、市単独土地改良事業五千二百七十三万三千元は、岡町の農道及び橋りょう工事でございます。五條土木事務所との協議に日数を要したことから、渇水時の工事となるため繰り越すもので、しゅん工は平成二十一年三月末を予定しております。

林道開設事業三千六百八十八万六千元につきましては、地元関係者との調整に日数を要し年度内の完成が困難となったため繰り越すものでございます。しゅん工は、平成二十年六月末を予定しております。

七款土木費、道路新設改良事業の繰越しにつきましては、市道二見五号ほか二十五路線ございまして、二億九百六十万円を繰り越すものでございます。関係機関及び土地所有者との協議に日数を要したためでございます。しゅん工は、二十年九月末を予定しております。

続きまして、五ページに移らせていただきます。

第三表地方債補正につきましては、北山地区及び中原地区の林地崩壊対策事業債三百五十万円が県により採択されたため追加するものでございます。次に、歳出について説明させていただきます。

十ページをお開き願います。主なものについて説明申し上げますので御了承願います。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、三節職員手当等三億二千四百九十三万八千円については、特例による勸奨退職者十名を含む合計十四名分の退職手当を追加するものでございます。

三款民生費、一項社会福祉費、二目障害福祉費、二十節扶助費八百万円につきましては、通所サービス利用促進事業費を計上するものでございます。二十三節償還金利子及び割引料一千三十八万八千円につきましては、国庫返還金九百九十七万九千円等を計上するものでございます。

十一ページを御覧願います。

三項生活保護費、一目生活保護総務費、二十三節償還金利子及び割引料二千六百万九千円につきましては、国庫返還金を計上するものでございます。九款教育費、一項教育総務費、二目事務局費、三節職員手当等三千三百九十七万七千円につきましては、特例による勸奨退職者一名を含む、合計二名

分の退職手当を追加するものでございます。

十二ページをお開き願います。

十一款公債費、一項公債費、一目元金、二十三節償還金利子及び割引料八百二十四千円につきましては、住宅新築資金及び宅地取得資金貸付金の繰上償還があつたため計上するものでございます。

次に、歳入につきましては、六ページの事項別明細書により説明させていただきます。

十款地方交付税で二億九千五百七十六千円、十四款国庫支出金で二百八万四千円、十五款県支出金で八百五十八万一千円、十六款財産収入で五百九十六万三千円、十八款繰入金で一億円、十九款繰越金で一千二百六十五万二千円、二十款諸収入で百五十万五千円をそれぞれ増額いたしまして、歳入歳出の均衡を図つた次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第二十三、議第二十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程いただきました議第二十一号 平成十九年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の五條市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページについて御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ一億五千七百四十二万八千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額は四十四億三千九万三千円とするものでございます。

それでは、五ページの歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十三節委託料二百六十二万五千円は、医療制度改革により七十歳から七十四歳の高齢受給者の一部負担金が一割負担から二割負担に改正されることとなっておりますが、高齢者医療費の負担増を措置により平成二十一年三月までの一年間凍結されることとなりました。それに伴い、給付システムの変更が必要となりましたので、電算システム改造委託料を追加するものであります。

次に、一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十八節備品購入費百十万円は国保連合会からの給付データ様式が変更されたため、国保情報システムもそれに併せてバージョンアップするため追加するものであります。

次に、一款総務費、二項徴税費、一目賦課徴収費、十三節委託料二百六十二万五千円は後期高齢者医療制度施行に伴い世帯員が国保から後期高齢者医療制度に移り、残った被保険者が単身となる者について、五年間平等割を半額とする等の改正により保険税賦課徴収システムの改造が必要となり、電算システム改造委託料を追加するものであります。

次に、二款保険給付費、一項療養諸費、一目一般被保険者療養給付費、十九節負担金補助及び交付金九千六百十九万六千円は一般被保険者療養給付費の支払いに不足が生じたので追加するものであります。

六ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、二款保険給付費、二項高額療養費、一目一般被保険者高額療養費、十九節負担金補助及び交付金四千二百六十三万円は、同じく一般被保険者高額療養費の支払いに不足が生じたので追加するものであります。

次に、二款保険給付費、二項高額療養費、二目退職被保険者等高額療養費、十九節負担金補助及び交付金五百七十五万四千円は、同じく退職被保険者等高額療養費の支払いに不足が生じたので追加するものであります。

次に、五款同事業拠出金、一項同事業拠出金、一目高額医療費拠出金、十九節負担金補助及び交付金六百四十九万八千円は、同じく高額医療費共同事業拠出金の支払いに不足が生じたので追加するものであります。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます、

四ページをお開きいただきたいと存じます。

三款国庫支出金、二項国庫補助金、一目財政調整交付金、一節財政調整交付金百三十万円につきましては、国保情報データベースシステム購入費及び電算システム改造委託料に対する国庫補助であります。

次に、八款繰入金、一項他会計繰入金、二目基金繰入金、一節基金繰入金六千五百六万円及び次の九款繰越金九千六百六十八千円をそれぞれ追加いたしまして歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第二十四、議第二十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二十二号 平成十九年度五條市老人保健特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程いただきました議第二十二号 平成十九年度五條市老人保健特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の五條市老人保健特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

まず、一ページについて御説明を申し上げます。

今回の補正予算は歳出歳入それぞれ二百六十九万九千円の追加でございます。歳出歳入の予算総額は四十一億五千九百六十九万九千円とするものでございます。

それでは歳出から御説明を申し上げます。

四ページを御覧ください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十三節委託料二百六十九万九千円は被用者保険の被扶養者の保険料を平成二十年四月から六箇月間凍結し、更に平成二十年十月から半年間は保険料を九割軽減する措置が図られました。

それに伴いシステムの改修が必要となり、後期高齢者医療システム開発等委託料を追加するものであります。続きまして、同じく四ページの歳入について御説明を申し上げます。

二款国庫支出金、二項国庫補助金、二目事業費補助金、一節事業費補助金二十万円につきましては、後期高齢者医療システム開発等委託料に対する国庫補助金であります。

次に、五款繰越金に二百四十九万九千円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に、日程第二十五、議第二十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二十三号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。榮林副市長。

〔副市長 榮林勝美登壇〕

○副市長（榮林勝美） ただいま上程いただきました議第二十三号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第二号）議定について提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

一 ページについて御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費、地方債の補正の三件でございます。

初めに、二ページの歳入歳出予算の補正から説明させていただきます。この補正は、財政健全化計画に基づき国で認められた事業債の借換えにより繰上償還金四億三千八百九十五万七千円の追加、及び、県の吉野川流域下水道市町村負担金の七十四万三千円の追加によるもので、歳入歳出それぞれに四億三千九百七十万円を追加し、予算総額をそれぞれ十六億六千二百四十万円とするものであります。

次に、三ページの繰越明許費について説明申し上げます。今回の繰越明許費につきましては、地元より関係機関との調整等に不測の日数を要したことで事業着手が遅れ、年度内の完了が困難なため、これに伴う事業費の一部を翌年度に繰越しするものでございます。

内訳といたしましては、本管敷設工事が戎橋神社ほか四件の工事とそれに伴う水道管及びガスの移設補償が五件、そして、業務委託が一件で、合計七千三百三十五万五千円を繰越しするものであります。

なお、しゅん工予定は平成二十年五月末日となる見込みでございます。

次に、四ページの地方債の補正につきまして御説明申し上げます。

内容といたしましては、公共下水道事業借換債に二億九千八十万円、流域下水道事業借換債に一億四千七百万円を追加することと、流域下水道事業債を八十万円追加し、限度額を五千九十万円に補正するものであります。

次に、歳出につきまして六ページから御説明申し上げます。

一款下水道費、一項下水道費、四目流域下水道費、十九節負担金補助及び交付金七十四万三千円の追加については、県の吉野川流域下水道事業の事業費等増額により市町村負担金を追加するものであります。

次に、二款公債費、一項公債費、一目元金、二十三節償還金利子及び割引料については、公営企業金融公庫繰上償還金四億三千八百九十五万七千円を償還するため追加するものであります。

次に、歳入につきましては、五ページの事項別明細書、一、総括表により御説明申し上げます。

歳入につきましては、六款市債四億三千九百七十万円を追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、建設経済常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に、日程第二十六、議第二十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二十四号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程いただきました議第二十四号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は介護保険システム改修事業に関する補正でございます。事業内容といたしましては、介護報酬改定に係る改修と介護給付適正化に係る改修でございます。

それでは、別冊の平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算書（第三号）を御覧いただきたいと存じます。

一ページでございます。

今回の介護保険特別会計補正予算（第三号）は、歳入歳出それぞれ四百九十四万円を追加いたしましたして、総額二十九億六千八百二十四万四千円となります。

三。ページの第二表、繰越明許費でございます。

後期高齢者被保険者の受給者異動情報以外の事業は平成二十年度において引き続きシステムの改修を行う必要があるため、補正予算額のうち三百六十四万四千円を平成二十年度へ繰越しをいたします。

五。ページを御覧ください。歳入でございます。

二款国庫支出金、二項国庫補助金、二目介護保険事業費補助金が五十二万二千元、六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金が四百四十一万八千円で、合計四百九十四万円でございます。

同じく五。ページの歳出でございます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十三節委託料が四百九十四万円でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第二十七、議第二十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二十五号 平成十九年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。阪ノ上水道局長。

〔水道局長 阪ノ上武則登壇〕

○水道局長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました議第二十五号 平成十九年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の水道事業会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

一 ページについて御説明申し上げます。

このたびの補正は、公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業健全化計画に基づき、昭和五十七年から六十年に借入れました年利七パーセント以上の既往債につきまして、借換債を発行して繰上償還するために補正するものであります。

まず、第二条資本的収入及び支出の補正について、資本的収入の補正予定額は二億二千四百万円の追加でございます。補正後の資本的収入の総額は四億八千六百六十二万六千円となっております。一方、資本的支出の補正予定額は二億二千四百六十八万九千円の追加であります。補正後の資本的支出の総額は、八億六百三十四万六千円となっております。

なお、補正後の資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額三億一千九百七十二万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千七百四十四千円、当年度分損益勘定留保資金二億六百四十四万六千円、建設改良積立金九千六百二十三万円を補てんする予定であります。

第三条企業債につきましては、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法についてそれぞれ定めております。

次に、二ページの平成十九年度五條市水道事業会計補正予算（第一号）実施計画につきましては、予算の積算の基礎を明らかにするものであります。三ページの資金計画につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、詳細につきましては、四ページにございます補正予算（第一号）説明書を御覧いただきたいと存じます。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）次に日程第二十八、議第二十六号から議第三十六号までの十一議案を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第二十六号 平成二十年度五條市一般会計予算議定について。

- 議第二十七号 平成二十年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について。
議第二十八号 平成二十年度五條市簡易水道特別会計予算議定について。
議第二十九号 平成二十年度五條市老人保健特別会計予算議定について。
議第三十号 平成二十年度五條市下水道事業特別会計予算議定について。
議第三十一号 平成二十年度五條市墓地事業特別会計予算議定について。
議第三十二号 平成二十年度五條市介護保険特別会計予算議定について。
議第三十三号 平成二十年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について。
議第三十四号 平成二十年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について。
議第三十五号 平成二十年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について。
議第三十六号 平成二十年度五條市水道事業会計予算議定について。

(「十七番」の声あり)

○議長(西尾彦和) 十七番議会運営委員会黄木英夫委員長。

○議会運営委員長(黄木英夫) ただいま上程になりました議第二十六号から議第三十六号までの十一議案につきましては、昨日六日の本会議において市長から提出議案の概要説明を受けておりますので提案理由の説明は結構かと思いますが、各議案はいずれも平成二十年度の五條市における各会計予算案でありますので、慎重審査を期するため、先例により予算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は八人とし、委員の選任につきましては議長に一任したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(西尾彦和) お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審査を期するため、予算審査特別委員会を設置しこれに付託したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(西尾彦和) 異議なしと認めます。よって本案は、予算審査特別委員会を設置してこれに付託されることに決しました。

お諮りいたします。予算審査特別委員会の委員の定数は八人とし、委員の選任につきましてはあらかじめ御協議をいただいておりますので議長から

指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって委員の定数は八人とし、委員は議長から指名いたします。

三番川村家廣議員、五番池上輝雄議員、六番益田吉博議員、十一番北山和生議員、十三番花谷昭典議員、十五番寺本保英議員、十六番樫塚凱一議員、十八番土井康嗣議員、以上八人の方をお願いします。

なお、正副委員長の選出並びに審査の日程等について御協議願いたいと思いますので、各位には本日散会后直ちに議長室に御参集願います。

○議長（西尾彦和）次に日程第二十九、議第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第十九号 五條市消防事務に関する手数料条例の一部改正について。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明を求めます。窪消防署長。

〔消防署長 窪 佳秀登壇〕

○消防署長（窪 佳秀）ただいま上程いただきました議第十九号 五條市消防事務に関する手数料条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明申し上げます。

行政改革における五條市手数料徴収条例の一部改正の施行に伴いまして、これに整合させるため、同じく手数料の見直しを行うものであります。

議案書の八十二ページ及び八十三ページを御覧ください。

条例別表第二中、「火災により動産または不動産が被災した証明」並びに「救急出動で傷病者を搬送した証明」及び「防火管理に関する講習課程を修了した証明」に関しましては、現行のそれぞれ一部につき「二百円」を「三百円」に改正するものであります。

これは、先に申上げました市手数料徴収条例の一部改正において、その他の手数料において一部「二百円」を「三百円」に改正することに整合するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西尾彦和）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、予算審査特別委員会に付託いたします。

○議長（西尾彦和）以上で本日の日程は全部終了しました。

明日八日から十七日まで休会とし、次回十八日午前十時に再開して議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後零時四分散会